

総行第 355 号
令和 4 年 12 月 16 日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

】 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方自治法の一部改正に伴う地方議会制度の運用について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 101 号。以下「改正法」という。）は、令和 4 年 12 月 16 日に公布され、災害等の場合の地方議会の開会の日の変更に係る規定については、同日に施行されました。

改正法の施行により、招集の告示をした後に開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、開会の日の変更をすることができることとされたことに伴い、下記の行政実例については、廃止することといたしましたので通知します。

貴職におかれては、法の施行を踏まえ、適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるとともに、各都道府県総務部長におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

○昭和 26 年 9 月 10 日付 名古屋市議会事務局長宛 行政課長回答

問 長が議会招集の告示をした後は、その招集期日は、原則として変更できず、例外的に、客観的に必要やむを得ないと認められる理由がある場合に限り、変更することができるかと解してよいか。

答 長が招集期日を変更することはできない。